

浄化槽をお使いの皆様へ(福岡県からのお知らせです)

浄化槽の適正な管理を していますか?

浄化槽は、微生物が中心となって
汚水をキレイにします。

浄化槽の機能を正常に保つため、

適正な管理が**法律で義務**付けられています。

(保守点検・清掃・法定検査)



3つの義務で水環境を保全しましょう!

保守 点検

浄化槽の機能を適正に維持するため、**装置の点検**や**機器の調整・修理**、**消毒剤の補充**などを定期的に行わなければなりません。



清掃

浄化槽内では、固形物や汚泥が少しずつ溜まってきます。
溜まりすぎると浄化槽の機能に支障をきたすため、**年1回以上**、**固形物や汚泥**を槽外に取り除き、**機器類を洗浄**、**清掃**する必要があります。



法定 検査

浄化槽が**適正な維持管理**により正常に機能しているかを確認するため、浄化槽放流水の水質検査等を実施します。



福岡県環境部廃棄物対策課
福岡県各保健福祉環境事務所
福岡県各市町村